

学校外での子供の多様な学びに関する有識者会議設置要綱

(制定) 令和5年6月12日付5子企企第159号

(設置目的)

第1条 全ての児童達の多様な学びを支援する観点から、従来の教育制度の枠に囚われず、学校外の学びの場も含めた支援の在り方を検討するため、学校外での子供の多様な学びに関する有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議では、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 子供の多様な学びを実現するための支援の在り方に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 会議の委員（以下「委員」という。）は、外部の有識者から子供政策連携室長が委嘱する。

- 2 会議は、6名程度の委員をもって構成する。
- 3 会議に座長を置く。
- 4 座長は委員の互選により選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任することができる。

(招集等)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 委員及び前項により座長の求めに応じた者が会議への出席等、会議に係る用務を行った場合、都の基準により定める報酬を支払うことができる。
- 4 座長に事故等があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 会議資料及び議事録は、原則公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報を取り扱うとき、又は座長が公開を不相当と認めるときは、全部又は一部を非公開とすることができる。

(オンラインによる会議)

第7条 感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、座長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

2 前項の会議におけるオンラインによる委員の出席は、第5条第2項及び第3項の出席に含めるものとする。映像の送受信ができない場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

(守秘義務)

第8条 委員又は第5条第2項の規定により会議に出席した委員以外の者は、会議により知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 会議の庶務は、子供政策連携室企画調整部企画調整課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。